

5 県内感染期

発生状況：

1) 県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態(感染拡大からまん延期、患者の減少に至る時期を含む。)

2) 国内では、国内感染期にある。

(国内感染期)

・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。

・感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。

・国内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。

目的：

1) 医療体制の維持。

2) 健康被害を最小限に抑える。

3) 市民生活及び経済活動に及ぼす影響を最小限に抑える。

対策の考え方：

1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える。

2) 県内の発生状況等から、本市の実施すべき対策の判断を行う。

3) 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動についてわかりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。

4) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負担を軽減する。

5) 必要な患者が適切な医療を受けられるよう医療体制の維持に全力を尽くす。

6) 欠勤者の増大が予測されるが、市民生活・経済活動に及ぼす影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。

7) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症患者数を抑え、医療提供体制への負担を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。

8) 状況の進展に応じて、国と連携を図りながら、必要性の低下した対策を縮小・中止する。

(1) 危機管理組織(実施体制)

(1)-1 対処方針の変更

国の基本的対処方針及び県の対処方針の変更に伴い、市の対処方針を変更し、市民に周知する。(情報班、広報班)

(1)-2 緊急事態宣言がされた場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を講じる。

市対策本部は、緊急事態宣言がなされた場合、特措法第 34 条に基づく設置となる。(全部署)

新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法第 38 条及び第 39 条の規定に基づき、他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。(関係各課)

(2) サーベイランス・情報収集

(2)-1 国際的な情報収集

新型インフルエンザ等の対策等について、引き続き、国等を通じて必要な情報を収集する。(情報班)

(2)-2 サーベイランス

国及び県の判断に基づき、新型インフルエンザ等患者等の全数把握は中止し、通常のサーベイランスを継続する。 20 (情報班)

引き続き、県と連携し、市内の発生状況を把握する。(情報班、関係各課)

20...国は、全国での患者数が数百人程度に増加した段階では、新型インフルエンザ等患者等の全数把握については、都道府県ごとの対応とする。また、学校等における集団発生の把握の強化については通常のサーベイランスに戻す。

(3) 情報提供・共有

(3)-1 情報提供

引き続き、市民に対して、国内及び県内、市内での発生状況、現在の対策の内容について、決定プロセス・理由・実施主体を明確にしながら、市のホームページ等の複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。(広報班)

引き続き、特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、市内の流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。また、社会活動の状況についても、情報提供する。(関係各課)

引き続き、市民から寄せられる問い合わせを集約し、必要に応じて国等に報告するとともに、市民が必要とする情報を把握して、次の情報提供に反映する。(関係各課)

(3)-2 情報共有

国、県、関係機関等との情報共有を継続し、対策の方針・理由等の情報の迅速な伝達と、地域の状況把握を行う。(情報班、関係各課)

(3)-3 情報提供

国が示す Q&A の改定版に基づき、適切な情報提供を行う。(広報班、関係各課)

(4) 予防・まん延防止

(4)-1 市内でのまん延防止対策

業界団体等を経由し又は直接、市民、事業者等に対して次の要請を行う。(関係各課)

市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避ける、時差出勤等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。また、事業所に対し、新型インフルエンザ等の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。

事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。

関係機関を通じ、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう引き続き呼びかける。(救護班、福祉班、関係各課)

県内感染期となった場合は、患者の濃厚接触者を特定しての措置(外出自粛要請、健康観察等)は中止する。(救護班)

(4)-2 予防接種

県内発生早期の対策(特定接種)を継続し、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。(救護班)

(4)-3 緊急事態宣言がされた場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、県が必要に応じて行う措置を踏まえ、以下の対策を講じる。

外出自粛の要請に係る周知

県が、本市の区域を対象として特措法第45条第1項に基づき、住民に対する外出自粛の要請を行う場合には、本市は、市民及び事業者等へ迅速に周知徹底を図る。(広報班)

施設の使用制限の要請に係る周知

県が、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等に対する施設の使用制限の要請を行う場合には、本市は、関係団体等と連携して、迅速に周知徹底を図る。(学校教育班、福祉班、児童班、関係各課)

職場における感染対策の周知の要請に係る周知

県が、特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場における感染対策の徹底の要請を行う場合は、本市は、関係団体等と連携して、迅速に周知徹底を図る。(物資調達班、関係各課)

臨時の予防接種

国内発生早期の対策を継続し、特措法第46条に基づく住民接種を進める。(救護班)

(緊急事態宣言がされている場合において、県が必要に応じて講じる措置)

・県は、特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。

・県は、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等(特措法施行令第11条に定める施設に限る。)に対し、期間を定めて、施設の使用制限(臨時休業や入学試験の延期等)の要請を行う。要請に応じない学校、保育所等に対し、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活、県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。県は、特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

・県は、特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場を含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第24条第9項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設(特措法施行令第11条に定める施設に限る。)に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り

り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。
 県は、特措法第 45 条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

(5) 医療

(5)-1 患者への対応等

国及び県の要請により、以下の対応をとる。

県は、帰国者・接触者外来及び帰国者・接触者相談センターを廃止するとともに、感染症法に基づく患者の入院措置を中止する。また、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行うことを、関係機関に周知する。(情報班)

入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。(救護班、関係各課)

医師が在宅で療養する患者に対する電話による診療により、新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断ができた場合、医師が抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行し、ファクシミリ等により送付することについて、国が示す対応方針を周知する。(救護班)

(5)-2 医療機関等への情報提供

引き続き、国及び県と連携し、国等から提供される、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。(情報班)

(5)-3 在宅で療養する患者への支援

国及び県と連携し、関係団体等の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援(見回り、食事の提供、医療機関への搬送)や自宅で死亡した患者への対応を行う。(救護班、福祉班、衛生班)

(5)-4 緊急事態宣言がされた場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、県が必要に応じて行う臨時の医療対策に関し、必要な協力を行う。(救護班)

(緊急事態宣言がされている場合において、県等が必要に応じて講じる措置)

・医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定(地方)公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。 21

・県は、国と連携し、県内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院 22 等のほか、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置し 23、医療を提供する。臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。

21...特措法第 47 条 22...医療法施行規則第 10 条

23...特措法第 48 条第 1 項及び第 2 項(保健所設置市及び特別区以外の市町村も状況によっては設置する。)

(6) 社会・経済機能の維持

(6)-1 事業者の対応

市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を講じるよう要請する。(物資調達班)

(6)-2 市民・事業者への呼びかけ

市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。(物資調達班)

(6)-3 緊急事態宣言がされた場合の措置緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

(6)-3-1 水の安定供給

水道事業者である本市は、業務継続計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。(水道班)

(6)-3-2 サービス水準に係る市民への呼びかけ

事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、市民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。(関係各課)

(6)-3-3 生活関連物資等の価格の安定等

国と連携し、市民生活及び経済活動の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。(物資調達班)

国と連携し、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。(物資調達班)

国と連携し、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、市行動計画で定めるところにより、適切な措置を講ずる。(関係各課)

(6)-3-4 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援(見回り、介護、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等を行う。(福祉班、衛生班)

(6)-3-5 埋葬・火葬の特例等

火葬炉を可能な限り稼働させる。(衛生班)

死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。(衛生班、関係各課)

遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。(衛生班)

(緊急事態宣言がされている場合において、県等が必要に応じて講じる措置)

業務の継続等

・指定(地方)公共機関及び特定接種の実施状況に応じ登録事業者は、事業の継続を行う。その際、県は、当該事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じ、周知を行う。

・県は、各事業者における事業継続の状況や新型インフルエンザ等による従業員の罹患状況等を確認し、必要な対策を速やかに検討する。

電気及びガス並びに水の安定供給県内発生早期の記載を参照

運送・通信・郵便の確保県内発生早期の記載を参照

サービス水準に係る県民への呼びかけ

・県は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、県民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。

緊急物資の運送等 県内発生早期の記載を参照

物資の売渡しの要請等 24

・県は、対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対し物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とする。なお、新型インフルエンザ等緊急事態により当該物資等が使用不能となっている場合や当該物資が既に他の都道府県による収用の対象となっている場合などの正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、必要に応じ、物資を収用する。

・県は、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じ、事業者に対し特定物資の保管を命じる。

生活関連物資等の価格の安定等

・県、市町村は、国と連携し、県民生活及び県民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う 25。

・県、市町村は、国と連携し、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、県民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、県民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

・県、市町村は、国と連携し、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、それぞれその行動計画で定めるところにより、適切な措置を講ずる。

犯罪の予防・取り締まり 県内発生早期の記載を参照。

埋葬・火葬の特例等 26

・県は、必要に応じ、市町村に対し、火葬場の管理者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請する。

・県は、市町村に対し、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保するよう要請する。

・県は、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。

緊急事態宣言がされた場合の周知

・新型インフルエンザ等の患者の権利利益の保全等 27

県は、国が定める特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別の措置に関する法律に基づく、行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置、期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置等の特例措置のうち当該インフルエンザ等緊急事態に対し適用されたものについての周知を図る。

新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資 28

・県は、政府関係金融機関等が、償還期限又は据置期間の延長、旧債の借換え、必要がある場合における利率の低減その他実情に応じて措置を講じた場合は、その周知を図る。

24...特措法第 55 条

25...特措法第 59 条

26...特措法第 56 条

27...特措法第 57 条

28...特措法第 60 条